

改正 平成25年10月8日
令和4年8月12日

令和元年9月12日

（趣旨）

第1条 この要綱は、埼玉県央広域事務組合が発注する建設工事の一般競争入札又は指名競争入札を執行するに当たり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10第2項（政令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により最低制限価格を設けることに関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象工事）

第2条 最低制限価格を設ける建設工事（以下「対象工事」という。）は、管理者が建設工事の中から指定したものとする。

（基準価格の設定）

第3条 最低制限価格を設ける場合の基準となる価格（以下「基準価格」という。）は、対象工事の予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。以下同じ。）の算出の基礎となった次に掲げる額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）の合計額とする。ただし、その額が当該予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額とし、当該予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額とする。

- （1） 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- （2） 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- （3） 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- （4） 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、特に必要があると認められるときは、基準価格を対象工事の予定価格に10分の7.5を乗じて得た額から10分の9.2を乗じて得た額までの範囲内で定めることができる。

3 前2項の規定により算出して得た最低制限価格の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

（基準価格の記載）

第4条 対象工事に係る基準価格を設定したときは、当該基準価格を予定価格調書に記載するものとする。

（入札参加者への周知）

第5条 この要綱の規定により最低制限価格を設けるときは、一般競争入札の公告及び指名競争入札の通知等、適宜の方法により周知するものとする。

（入札結果の通知及び公表）

第6条 入札執行者は、落札者を決定したときは速やかに落札者に落札結果通知を行い、入札結果を公表するものとする。

2 公表の方法は、入札結果表の閲覧及び埼玉県央広域事務組合ホームページに掲載することにより行うものとする。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月22日から施行する。

附 則（平成25年10月8日）

この要綱は、平成25年10月9日から施行する。

附 則（令和元年9月12日）

この訓令は、令和元年9月13日から施行する。

附 則（令和4年8月31日）

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。